

和歌山市質の高い工場緑化ガイドライン

和歌山市では、平成28年12月15日に和歌山市工場立地法準則条例を施行し、工業地域及び工業専用地域を対象地域として工場立地法における緑地面積率等の規制基準を緩和しました。これにより、工場立地及び事業規模の拡大をしやすい環境を整え、市内企業の流出防止や市外企業の誘致を促進し、産業活性化と雇用の促進を図りたいと考えています。

一方、工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響緩和などの機能を持つことから、緑地面積率の緩和により、これらの緑地機能が低下することは防止しなければなりません。こうした状況を踏まえ、緑地面積率を緩和する一方で、「和歌山市質の高い工場緑化ガイドライン」を設け、工場の操業環境と周辺地域の生活環境のバランスがとれた、質の高い工場緑化を推進したいと考えていますので、対象となる工場におきましては、次に示す「質の高い工場緑化」にご協力をお願いします。

【対象工場】

工業地域・工業専用地域に立地し、和歌山市準則条例の緑地・環境施設基準を適用する特定工場

【質の高い工場緑化の基準】

「質の高い工場緑化」とは、次のいずれかに適合する緑化を行うことです。

- ・「緑の体積」を向上させる緑化
- ・「見える範囲の緑の状態を示す「視覚的な緑量」」を向上させる緑化

基準	参考事例
・ 緑の体積の向上 ・ 視覚的な緑量の向上	敷地周辺の芝生に高木等を植樹 高・中・低木を適切に配置し、緑のボリュームを向上 多くの人が往来する建物の出入口等に花壇やプランターを設置 建築物の壁面緑化 既存コンクリート塀等の緑化 生垣による緑化

※設置した緑地等については、適切な維持管理に努めて下さい。

(参考例)

●敷地周辺の芝生に高木等を植樹



●生垣による緑化

